

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、⑦教育・人材育成、⑨まちづくり
活用する場面	I「アドバイザー等を派遣して欲しい」場面
事業・制度の名称	地域づくりアドバイザー事業
趣 旨	財団法人地域活性化センターが、財団法人全国市町村振興協会の助成金を財源に、地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家等を招聘して実施する自主的、主体的な地域づくり活動を支援
助成対象団体	市町村、広域連合、一部事務組合、協議会
支援対象事業	助成対象団体が地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業又は研修会を開催する事業でテーマに具体性があるもの(地域の総合的な振興に関する事業、地域経済の振興に関する事業、地域文化の振興に関する事業、情報化対策に関する事業)
採択要件、補助要件	不特定多数の聴講者を対象に行われる受動的な講演会は助成対象外。 (例) (1)聴講者を自由応募している講演会 (2)聴講後に聴講者が各テーマについて共通認識をもつことが見込めない講演会 (3)単に意識啓発を目的とした講演会 (4)聴講中にアドバイザーと意見交換会ができない講演会
補助率、補助限度額等	助成対象経費 (1)謝金:アドバイザー1人1回につき10万円を上限 (2)交通費:実際に事業に要する額 (3)宿泊費:アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限 助成金 助成金の額は、1件につき20万円を上限とし、助成対象経費の100%以下とする。
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	例年1月頃募集
最近の実績	H24松前町 H23東温市 H21久万高原町 H20愛南町 H17西条市
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	一般財団法人 地域活性化センター
関係URL	<a href="http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/7_consult/adviser/advis.htm">http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/7_consult/adviser/advis.htm</a>